

(保存記録ファイルに記録する事項)
第一条の二 令第六条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 新規登録の年月日(移転登録を受けた自動車に係るものに限り、)
二 移転登録の年月日(最新の移転登録の年月日を除く。)
三 新規登録及び移転登録以外の登録の年月日
四 法第十六条第三項の届出があつた年月日
五 解体報告記録がなされた年月日及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第八十一条第九項又は第十項の規定による移動報告の番号(以下「移動報告番号」という。)

六 法第十六条第五項本文の届出があつた年月日及び当該届出に係る輸出の予定日
七 法第十六条第七項において準用する法第十五条の二第三項後段の確認をした年月日
八 法第十八条第八項の返納を受けた年月日
九 法第十八条第三項の変更の年月日並びに新所有者の氏名又は名称及び住所
第三項の見出しを(登録等事項の略号化)に改め、同条第一項中「登録事項」を「登録等事項」に改め、同項第二号中「道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第四条の見出しを(登録等事項の表示に用いる記号)に改める。
第二章 登録の申請の手続を「第二章 登録の申請等の手続」に改める。
第五条第一項第五号中「法第十六条第一項のまつ消登録」を「一時抹消登録」に、まつ消登録を「一時抹消登録」に改め、同条第二項中「まつ消登録」を「永久抹消登録、輸出抹消仮登録、一時抹消登録」に改め、同項第二号中「第九号まで」の下に(使用済自動車の解体に係る永久抹消登録及び輸出抹消仮登録の申請にあつては、第八号を除く。)を加え、同項に次の一号を加える。
四 輸出抹消仮登録の申請にあつては、輸出の予定日
第六条の見出しを(新規登録申請書の添付書類の提出区分)に改め、同条第一項第二号中「まつ消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改め、同条次に次の十二条を加える。
(使用済自動車の解体に係る永久抹消登録の申請の際の明示事項)
第六条の二 法第十五条第三項(法第十六条第四項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 車台番号
二 移動報告番号
(輸出抹消仮登録を必要としない自動車)
第六条の三 法第十五条の二第一項本文の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。
一 大型特殊自動車
二 被牽引自動車
三 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第九号)第五条第一項の規定による登録証書の交付を受けた自動車
(輸出抹消仮登録の申請の開始時期)
第六条の四 法第十五条の二第二項の国土交通省令で定める期間は、六月とする。
(本邦に再輸入することが見込まれる登録自動車)
第六条の五 法第十五条の二第二項ただし書の輸出抹消仮登録を受けさせる必要性に乏しいものとして国土交通省令で定める自動車は、本邦と外国との間を往來する活魚運搬車とする。
(本邦に再輸入することが見込まれる登録自動車の届出)
第六条の六 法第十五条の二第二項ただし書の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。
一 自動車登録番号
二 車台番号
三 使用の本拠の位置
四 届出をしようとする者の氏名又は名称及び住所
五 届出の年月日
二 前項の届出を行う場合には、自動車検査証及び前条に規定する自動車であることを証するに足る書面を提示しなければならない。

(一時抹消登録後の解体等に係る届出を必要としない自動車)
第六条の七 法第十六条第三項の国土交通省令で定める自動車は、第六条の三第一号及び第二号に掲げる自動車とする。

(一時抹消登録後の解体等に係る届出)
第六条の八 法第十六条第三項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項(使用済自動車の解体に係る届出にあつては、第四号に掲げる事項を除く。)を記載した届出書を提出しなければならない。

一 一時抹消登録を受けた際の自動車登録番号
二 車台番号
三 届出をしようとする者の氏名又は名称及び住所
四 届出の原因及びその日付
五 届出の年月日
二 前項の届出書には、次に掲げる書面(当該届出をしようとする者が国又は地方公共団体であるものにあつては、第二号に掲げる書面を除く。)を添付しなければならない。
一 一時抹消登録証明書
二 当該届出に係る自動車に係る自動車登録ファイルに記録されている所有者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、当該届出をしようとする者の住所を証するに足る書面
三 所有者の変更があつた場合であつて、当該所有者の変更について自動車登録ファイルに法第十八条第三項の記録がなされていないときは、譲渡証明書
四 当該届出に係る自動車が滅失し、若しくは自動車の用途を廃止したとき又は当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたときは、その事実を証するに足る書面

三 前項第三号の書面を提出することができないときは、当該自動車の所有権を証明するに足る書面を提出しなければならない。
(一時抹消登録後の届出に係る届出を必要としない自動車)
第六条の九 法第十六条第五項の国土交通省令で定める自動車は、第六条の三第一号及び第二号に掲げる自動車とする。
(一時抹消登録後の届出に係る届出の開始時期)
第六条の十 法第十六条第五項の国土交通省令で定める期間は、六月とする。
(一時抹消登録後の輸出に係る届出)
第六条の十一 法第十六条第五項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。
一 一時抹消登録を受けた際の自動車登録番号
二 車台番号
三 届出をしようとする者の氏名又は名称及び住所
四 届出の年月日
五 届出の予定日
二 前項の届出書には、次に掲げる書面(当該届出をしようとする者が国又は地方公共団体であるものにあつては、第二号に掲げる書面を除く。)を添付しなければならない。
一 一時抹消登録証明書
二 当該届出に係る自動車に係る自動車登録ファイルに記録されている所有者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、当該届出をしようとする者の住所を証するに足る書面
三 所有者の変更があつた場合であつて、当該所有者の変更について自動車登録ファイルに法第十八条第三項の記録がなされていないときは、譲渡証明書
四 当該届出に係る自動車が滅失し、若しくは自動車の用途を廃止したとき又は当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたときは、その事実を証するに足る書面

三 前項第三号の書面を提出することができないときは、当該自動車の所有権を証明するに足る書面を提出しなければならない。
(一時抹消登録後の届出に係る届出を必要としない自動車)
第六条の九 法第十六条第五項の国土交通省令で定める自動車は、第六条の三第一号及び第二号に掲げる自動車とする。
(一時抹消登録後の届出に係る届出の開始時期)
第六条の十 法第十六条第五項の国土交通省令で定める期間は、六月とする。
(一時抹消登録後の輸出に係る届出)
第六条の十一 法第十六条第五項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。
一 一時抹消登録を受けた際の自動車登録番号
二 車台番号
三 届出をしようとする者の氏名又は名称及び住所
四 届出の年月日
五 届出の予定日
二 前項の届出書には、次に掲げる書面(当該届出をしようとする者が国又は地方公共団体であるものにあつては、第二号に掲げる書面を除く。)を添付しなければならない。
一 一時抹消登録証明書
二 当該届出に係る自動車に係る自動車登録ファイルに記録されている所有者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、当該届出をしようとする者の住所を証するに足る書面
三 所有者の変更があつた場合であつて、当該所有者の変更について自動車登録ファイルに法第十八条第三項の記録がなされていないときは、譲渡証明書
四 当該届出に係る自動車が滅失し、若しくは自動車の用途を廃止したとき又は当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたときは、その事実を証するに足る書面を提出しなければならない。
一 運輸監理部長又は運輸支局長は、第一項の届出があつた場合であつて、当該届出に係る自動車に係る自動車登録ファイルに記録されている所有者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、当該変更について自動車登録ファイルに記録するものとする。
(自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置)
第六条の十二 法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、一年とする。
二 法第十八条第二項の国土交通省令で定める場合は、同条第三項の規定により所有者の変更に ついて自動車登録ファイルに記録がなされた場合とする。
三 法第十八条第二項の国土交通省令で定める期間は、三年とする。